

携帯電話基地局設置による賃貸収入

「収益事業に該当」

携帯電話基地局設置による賃貸収入について、税務署から所得の「申告漏れ」を指摘されるケースがここ1、2年増えている。国税庁は、「こうした収入は「法人税法上の収益事業に該当する」として、法人税の課税対象になるとホームページ上で告知している。

国税庁は7月25日、税法・解釈などに対する国税疑答事例に、「携帯電話基地局設置に関する項目を加えた。題名は、「マンション管理組合が携帯電話基地局の設置場所を貸付けた場合の収益事業判定」。掲載理由として、国税庁では、「こうした案件について、一部の管理組合で申告漏れが多発した」として、同様の取引が多数見込まれるとのことだ。

注意喚起した」としている。

事例では、携帯電話機地盤設置について業者と建物貸借契約を結び、設置料の収益事業に該当する。また、同一の組合などが収益事業か、上部でみ益社理かで争っている。

この組合が貸借契約を締結する場合、設置料収入は法人税法の収益事業に該当する。この質問に対しても、管

り組合などの一括払いと解説した上、課される」と回答した。

「該当する」と回答した所

移動体通信事業業者と契約を結び、屋上に携帯電話基地局を設置し収入を得ている管理組合が、税務署から所得の「申告漏れ」を指摘されるケースがここ1、2年増えている。国税庁は、「こうした収入は「法人税法上の収益事業に該当する」として、法人税の課税対象になるとホームページ上で告知している。

国税庁ホームページ注意喚起

には法人税が課税される」と結論付けている。
設置料収入は消費税の課税対象にもなる。告知で

は、前々年度の課税売上高が、1000万円以下の場合は、当該課税期間、つまり前年度の納税義務は免除されると解説している。

(マンション管理新聞 第947号より)
国税庁ホームページに掲載された照会事例…
<https://www.nta.go.jp/shitsugihonjin/21/11-2.htm>

建て替え決議「有効」で確定

ビルデイング坂 最高裁、上告不受理

現存する分譲マンションで、最初期の一つとされる東京・渋谷の宮益坂ビルディング(築61年)の建替え事業をめぐり、区分所有者が決議の無効を確認を求めた裁判の上告審で、最高裁第二小法廷は、5月19日上告不受理を決定した。

争点は①区分所有法2条2項1号の「再建建物の概要に関する事項」に対する各当事者の提訴の権利を侵害する「区分所有法6条2項2号の「再建建物の概要に関する各当事者の提訴の権利を侵害する」ことである。

昨年3月5日、法の明確性を害する「区分所有法6条2項2号の「再建建物の概要に関する各当事者の提訴の権利を侵害する」こと」を認めたと認められた。

会等で住戸選定方法等が説明されて、「法6条2項4号、3項は衡平性を害しない方法を具体的に明示することまで要求していい」と判断した。一方で、衡平性の問題は説明されて、「法6条2項4号、3項は衡平性を害しない方法を明示することまで要求していい」と指摘し、不参加等の扱いをした。(マンション管理新聞 第945号より)

編集後記：

分譲マンションの管理には自主管理、委託管理、一部委託管理等の管理方式があります。自主管理では管理会社に管理を委託せず区分所有者の皆さんのが管理運営しています。一方、委託管理では管理会社にお金を払って委託をすることで管理面の負担を軽減しています。しかしながら、自主管理、委託管理ともメリット、デメリットがありますのでどの方が良いかは組合内でよく検討することが必要です。他のマンションの情報はなかなか入手が難しいことから、検討に当たってはマンション管理士にアドバイスを求めることが大切と考えます(吉田)